

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
日程第 4 報告第 1 号 株式会社生田原振興公社の経営状況について
日程第 5 報告第 2 号 株式会社フォーレストパークの経営状況について
日程第 6 報告第 3 号 平成 29 年度遠軽町一般会計繰越明許費について
日程第 7 報告第 4 号 平成 29 年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について
日程第 8 議案第 1 号 表彰について
日程第 9 議案第 2 号 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第 10 議案第 3 号 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第 11 議案第 4 号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について
日程第 12 議案第 5 号 遠軽町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 13 議案第 6 号 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 14 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
日程第 15 議案第 8 号 工事請負契約の締結について
日程第 16 議案第 9 号 工事請負契約の締結について
日程第 17 議案第 10 号 工事請負契約の締結について
日程第 18 議案第 11 号 工事請負契約の締結について
日程第 19 議案第 12 号 工事請負契約の締結について
日程第 20 議案第 13 号 工事請負契約の締結について
日程第 21 議案第 14 号 財産の取得について
日程第 22 議案第 15 号 平成 30 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 23 議案第 16 号 平成 30 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 24 一般質問
-

平成30年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

平成30年6月19日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | |
|----------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 報告第 1号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況について |
| 日程第 5 報告第 2号 | 株式会社フォーレストパークの経営状況について |
| 日程第 6 報告第 3号 | 平成29年度遠軽町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 7 報告第 4号 | 平成29年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について |
| 日程第 8 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 9 議案第 2号 | 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更について |
| 日程第 10 議案第 3号 | 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 議案第 4号 | 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 議案第 5号 | 遠軽町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 13 議案第 6号 | 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 14 議案第 7号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 15 議案第 8号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 16 議案第 9号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 17 議案第 10号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 18 議案第 11号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 19 議案第 12号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 20 議案第 13号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 21 議案第 14号 | 財産の取得について |
| 日程第 22 議案第 15号 | 平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第2号） |

日程第23 議案第16号 平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）

◎出席議員（15名）

| | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 議長 16番 | 前田篤秀君 | 15番 | 今村則康君 |
| 1番 | 高橋義詔君 | 2番 | 稻場仁子君 |
| 3番 | 佐藤登君 | 4番 | 秋元直樹君 |
| 5番 | 一宮龍彦君 | 6番 | 竹中裕志君 |
| 7番 | 渡部正騎君 | 8番 | 山谷敬二君 |
| 9番 | 阿部君枝君 | 10番 | 前島英樹君 |
| 11番 | 佐藤昇君 | 12番 | 山本悟君 |
| 14番 | 岩澤武征君 | | |

◎欠席議員（1名）

13番 黒坂貴行君

◎列席者

| | | | |
|--------|--------|----------------|-------|
| 町長 | 佐々木修一君 | 教育委員会 教 育 長 | 河原英男君 |
| 代表監査委員 | 村瀬光明君 | 農業委員会会長 | 新国純一君 |

◎説明員

| | | | |
|-------------|-------|--------------------|--------|
| 副町長 | 厂房收君 | 税務課長（兼） 滞納対策室参事 | 荒井正教君 |
| 総務部長 | 加藤俊之君 | 子育て支援課長 | 小谷英充君 |
| 民生部長 | 舟木淳次君 | 農政林務課長 | 広瀬淳次君 |
| 経済部長 | 澤口浩幸君 | 商工観光課長 | 菊地隆君 |
| 経済部技監 | 内野清一君 | 建設課長 | 金沢一彦君 |
| 地域拠点施設準備室長 | 斎藤隆雄君 | 水道課長 | 落合一実君 |
| 総務課長 | 鈴木浩君 | 生田原総合支所長 | 門脇和仁君 |
| 情報管財課長 | 古賀伸次君 | 丸瀬布総合支所長 | 会津靖朗君 |
| 企画課長 | 佐藤祐治君 | 白滝総合支所長 | 村上裕和君 |
| 財政課長 | 大堀聰君 | 会計管理者 | 伯谷和昭君 |
| 地域拠点施設準備室参事 | 今井昌幸君 | 生田原総合支所産業課長 | 大辻祐一君 |
| 保健福祉課長 | 平間敏春君 | 丸瀬布総合支所産業課長 | 伊藤雅彦君 |
| 教育部長 | 大貫雅英君 | 社会教育課長 | 小野寺正彦君 |
| 総務課長 | 堀嶋英俊君 | 図書館長 | 中島伸司君 |

監査委員事務局長 奥山 隆男君 選舉管理委員会事務局長 奥山 隆男君
農業委員会事務局長 河本 伸二君

◎議会事務局職員出席者

事務局長 安江 陽一郎君 事務局係長 小玉 美紀子君
事務局主幹 岩井 誠志君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成30年第4回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15人であります。

なお、黒坂議員より、欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、平成29年度教育委員会点検評価報告書、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第24までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、稻場議員、11番佐藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○1番（高橋義詔君） 一登壇－

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成30年第4回遠軽町議会定例会の会期につきましては、6月14日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月22日までの4日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、6月20日午後5時までに議長へ提出されるようお願ひいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月22日までの4日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月22日までの4日間と決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇一

平成30年第4回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成30年第3回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告いたします。

まず、JR問題についてでありますが、3月に北海道が「北海道交通政策総合指針」を策定し、持続的な鉄道網に向けた基本的な考え方や指針における具体的な方向性が示され、石北本線については、幹線交通ネットワークとして維持に向け、検討すべき路線として位置づけられたところであります。

また、4月には北海道、国土交通省、JR北海道などによるJR北海道の事業範囲見直しに係る関係者会議が開催され、それぞれの地域の特性に応じた鉄道を含めた最適な交通ネットワークの構築に向け、議論をさらに進めていくことが確認されております。

このため、オホーツク圏活性化期成会としましては、石北本線部会の小委員会を開催し、北海道、JR北海道などからの情報提供のもと、意見交換を行い、昨年度の利用促進の実施結果を確認するとともに、今年度の利用促進策について検討を深めることとしております。

なお、町内におきましては、石北本線利用促進応援企画イベントとして、6月2日にライブ&ディナーショー講演会が開催されたほか、石北本線利用促進協議会では、町内周遊・イベント連携キャンペーンの実施や利用啓発グッズの作成のほか、昨年度に引き続

き、特急列車での車内販売を行い、石北本線の利用促進を図ってまいります。

次に、1964東京オリンピック遠軽町展示林についてであります。展示林の歴史を後世に伝えるため、小学生や関係者の参加のもと、試験伐倒した樹木を活用した木工体験会や展示林から採取した種子の播種体験を開催したところであり、播種体験により生育した苗は、2年後のオリンピックイヤーに再び展示林に植樹する予定であります。

また、8月3日には遠軽町出身でスポーツ写真家の岸本健氏及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事で日本水泳連盟副会長の泉正文氏を招聘し、講演会や写真展などの開催を予定しております。

なお、2020大会での展示林の活用については、引き続き関係機関に対し要請を行つてまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号及び報告第2号については、株式会社生田原振興公社及び株式会社フォーレストパークの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第3号平成29年度遠軽町一般会計繰越明許費については、平成29年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第4号平成29年度遠軽町下水道事業会計予算の繰り越しについては、平成29年度遠軽町下水道事業会計予算の支出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、遠軽町水道事業の給水区域の拡大並びに給水人口及び1日最大給水量を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正については、制限措置の対象となる行政サービス等において、地域おこし協力隊起業支援事業補助に関する追加及び放課後児童健全育成による児童の受け入れに関する廃止をするため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例及び家庭的保育事業者等が行う食事の提供の特例等を規定するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を追加するため本条例を定めるものです。

議案第7号から議案第13号までの工事請負契約の締結については、平成30、31年度遠軽道の駅建設工事の建築主体、給排水衛生設備、空調設備及び電気設備並びに平成30年度山の手団地公営住宅長寿命化改修工事60-A-1棟、建築主体並びに平成30年度ふくろ団地公営住宅建設工事のG棟及びH棟の建築主体について、議会の議決を求めるものです。

議案第14号財産の取得については、総合行政情報システム及び財務会計システム機器の購入について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第15号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）の主なものについて、御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金等を補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、それぞれ目的の基金に積み立てるものです。

歳出については、（仮称）えんがる町民センターの建設に係る温暖化対策実行計画（事務事業編）策定補助業務委託料及び岩見通南1丁目排水管撤去等工事、税収入還付金、高齢者共同生活支援施設電気温水器更新工事、認定こども園等施設整備事業補助金、上武利地区給水施設配水池増設工事等実施設計業務委託料、丸瀬布歯科診療所の備品購入等を計上したところです。

議案第16号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、介護保険システム改修業務委託料を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の大要です。

なお、工事請負契約の締結について追加提案を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君）　日程第4　報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君）　報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、次のとおり御報告いたします。

次のページが第27期、平成29年度事業報告。続きまして、第28期、平成30年度の事業計画書であります。

それでは、第27期、平成29年度事業報告書から御説明いたします。

事業期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

1、事業全般の状況につきまして、記載のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

2ページをお開き願います。

冒頭より、公社の状況でございます。

入浴状況につきましては、「ペアの日」、各種セット券など着実に浸透し、ポイントカード、年間パスポートなどによりリピーターの確保に努めました。

年間の利用実績といたしまして、5万9,313人となり、前期と比較いたしまして101.0%、605人の増加となっております。

次に、宿泊状況についてであります。工事関係者の利用やじゃらんネットなど、インターネットを利用した営業を実施し、自社ホームページ、じゃらんネットなどを利用した宿泊は伸びておりますが、総体といたしまして、宿泊人数は1万831人になり、前年比97.8%、240人の減となりました。ビジネス客、スポーツ関連団体などの利用があり、平日の連泊利用も多く、夜間の温泉利用などがビジネス客からも好評で、さらに地域クラス会、宴会など会食をあわせた宿泊も利用いただいております。

3ページをごらん願います。

レストラン利用状況についてであります。

地元食材を使ったメニュー、各種フェア、イベントを行い、リピーターがふえたことにより、年間利用が4万7,519人となりまして、前年比108.9%、3,892人の増加となっております。

続きまして、ちゃちやワールド利用状況につきましては、来館者促進を図るため、イベント、企画展を開催しておりますが、年間の有料利用実績は1万7,819人となり、前年比97.9%、376人の減少となりました。町民利用促進事業の実績といたしましては、入館無料の幼児を除く事業利用者は2,856人となり、前年と比較いたしまして371人の増となっております。

売店売り上げ等につきまして、地元食材を使用したうどんの製作販売、地元農家が加工した冷凍カボチャの販売など、新たな商品等による販売促進に努めてまいりました。従来からソフトクリームミックス、木の砂場など、積極的な営業活動の展開に努力いたしました。

結果といたしまして、ホテル売店売り上げ1,305万円、前年比106.7%、82万円の増。ちゃちやワールド売店売り上げは1,878万円、前年比102.9%、55万円の増となっております。

4ページをお開き願います。

一般管理費につきましては、売電会社の変更経費など削減に努めましたが、売り上げに伴い業務繁忙となり、人員を増員した結果、人件費が530万円増。燃料費の値上げも加え、ホテル、レストラン、ちゃちゃワールドの各部門合計1億8,339万円となり、前年比1,083万円の増額となっております。

総体の売り上げといたしまして、2億3,894万円、前年比103.0%、703万円の増額。経常利益は155万円となりました。

年間集客数は、ホテルノースキングが延べ11万7,000人。ちゃちゃワールドが1万7,000人。合わせまして13万4,000人の集客となっております。

5ページをごらんいただきたいと思います。

以下、役員会等、2会社の概要。6ページは取締役及び監査役名簿、従業員の状況。7ページにつきましては株主名簿。8ページにつきましては宿泊者、入浴者、レストラン利用者の実績及びちゃちゃワールドの入館実績ですのでお目通しをお願いいたします。

次に、9ページをごらん願います。

貸借対照表について、資産の部より御説明いたします。

流動資産につきましては、現金及び預金から未収還付納税まで合わせまして5,385万5,358円。固定資産は有形固定資産の建物で2万8,223円。無形固定資産はソフトウェア及び電話加入権で26万9,255円。投資等は出資金の1万円で、資産合計は5,416万2,836円であります。

次に、負債の部についてでありますが、流動負債は、買掛金から納税引当金まで合わせまして1,845万2,847円で、固定負債は長期借入金656万円であり、負債合計は2,501万2,847円であります。

次に、純資産の部についてでありますが、株主資本につきましては資本金3,000万円、利益剰余金の利益準備金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス255万11円で、純資産合計は2,914万9,989円であります。

これによりまして、負債、純資産の合計は、資産合計と同額の5,416万2,836円であります。

10ページをお開き願います。

10ページ、11ページは損益計算書であります。10ページの損益計算書について御説明いたします。

純売上高は、売上で2億3,894万696円、売上原価は、期首棚卸高に仕入を加えまして、期末棚卸高を差し引いた5,444万3,106円で、売上高から売上原価を差し引きました売上総利益は、1億8,449万7,590円であります。

次に、販売費及び一般管理費は、職員給料手当から11ページの雑費まで合わせまして1億8,339万5,290円で、売上総利益からこの金額を差し引いた営業利益は、110万2,300円であります。

営業外収益は、受取利息から住宅家賃収入まで合わせまして 62万9,195円であり、営業外費用は、支払利息の 17万3,429円となっております。営業利益に営業外収益を加算し、営業外費用を減じ、経常利益は 155万8,066円であります。経常利益に特別利益補助金等収入 50万円を加えまして、特別損失固定資産圧縮損 50万円を差し引いた税引前当期純利益は 155万8,066円となり、さらに法人税等充当額は 33万1,700円を差し引きました当期純利益は 122万6,366円であります。

なお、13ページには損益計算書売上明細を参考として記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、12ページをお開き願います。

株主資本等変動計算書について御説明いたします。

資本金の当期首残高は 3,000万円、利益準備金 170万円については変動ありませんので、当期末残高と同額であります。その他利益剰余金、繰越利益剰余金は、当期首残高マイナス 377万6,377円、当期純損益金が 122万6,366円でありますので、当期末残高はマイナス 255万11円となります。

以上により、株主資本合計は 2,914万9,989円となり、純資産合計も同額であります。

続きまして、14ページをお開き願います。

監査報告書につきましては、記載のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、第28期、平成30年度事業計画書について御説明いたします。

事業計画期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

株式会社生田原振興公社の事業方針であります。

ノースキングにつきましては、指定管理者協定書に基づき、利用促進とサービス向上に努めてまいります。

ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も管理業務の一部を受託しております。

また、観光協会等の団体と協力し、地場産品の販売促進に努めてまいります。

以下、事業方針については、1ページ中段より2ページにかけて記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

3ページをごらん願います。

平成30年度の收支計画書について御説明いたします。

まず、収入についてでありますが、売上は入浴売上から受取委託料まで 2億4,119万5,000円を見込んでおります。営業外収益は、住宅家賃収入と雑収入で 56万5,000円を見込み、収入合計は、2億4,176万円の計画となっております。

4ページをお開き願います。

次に、支出についてでありますが、仕入は 5,122万円、販売費及び一般管理費は、職員給料手当から旅費交通費までの人件費が 8,978万円、水道光熱費から減価償却費

までの維持物件費合計は8,427万円を見込んでおります。

5ページをごらん願います。

5ページの交際費から手数料までの諸費計が1,513万円を見込み、販売費及び一般管理費計は1億8,918万円であります。営業外費用は、支払利息の17万円、利益見込額は119万円、支出合計は2億4,176万円の計画となっております。

以上、株式会社生田原振興公社の経営状況について説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 1点だけお聞きします。

事業方針のほうの②の中で、利用者のニーズ把握や満足度を調査し、「また行ってみたい」と思っていただけのような施設を目指すと、こういうふうな記載がありまして、戻つて事業報告書のそれぞれの、ノースキングの入浴状況からちやちやワールドの利用状況まで、リピーターということについては随分触れられております。

参考までに聞きたいのですけれども、わかる範囲で結構ですので、その利用者のそれぞれのリピーターと言われる方々の割合というのはどのくらいあるのかと把握されているのかどうかというのをちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） お答え申し上げます。

ただいまの御質問にありましたリピーターと言われる利用者の割合という御質問でありますけれども、そこについてはこちらのほうでは把握しておりません。申しわけございません。

ただ、地域人口もしくは遠軽町人口が限定的でありますので、そういう意味でリピーターをふやしたいという方針でありますので御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 方針の中で、先ほど言いましたように②の中でこう言っているわけですから、どうやって把握するかというのはアンケートなども恐らくやっているのでしょうかから、そうやってリピーターだったのかどうかというのはわかると思うのですが、そういうことをきちんとつかんでいくような努力というのは、これからされるような考えはありますか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） その辺につきましては、今議員がおっしゃつたとおり努めてまいりたいと思いますが、アンケートにつきましては全員から回収するということにつきましては、ちょっと不可能な部分もありますので、それについてアンケートの回収、それからリピーターの確保について努めるよう、公社のほうに申し伝えたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

稻場議員。

○2番（稻場仁子君） ちゃちゃワールドのことできちんとお尋ねしたいのですけれども、ことしもやっておりますが町民に対するお子さんを連れた親の部分ですとか、無料の部分やっております。これは、次年度というか30年度も継続する予定なのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまのちゃちゃワールドにつきましての御質問にお答えさせていただきます。

平成30年度につきましても継続し、アンケートの内容に一部不備がありましたので、読み切れない部分がありましたので、アンケートの内容も一部変えまして継続させていただいております。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○2番（稻場仁子君） 残念ながらこのちゃちゃワールド、毎年入館者数が少しづつ減つていって、これは毎年ここでもいろいろな意見が出るところなのですけれども、この無料入館者の方々も、売店の売り上げが伸びているところを見ると、入場料は収納できなくとも何らかの形でプラスに結びついているのかなというふうには考えているところなのですけれども、やはり今、無料で入館していただいている方、この制度を永遠に続けるわけではないと思いますので、今後、この無料制度がなくなったときにでも足を運んでいただけるような、そういう取り組みをこの無料の制度をやっている間に取り組んでいかなければ、無料期間が終わったときに、この無料の政策がなくなったときにがくっと、さらに入館者が減少するような心配もあるのですけれども、その点、今後の取り組みとしてはどういうふうに考えていられるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 今のちゃちゃワールドの関係ですけれども、これについては昨年の12月の一般質問の中にもありましたけれども、ちゃちゃワールドの入館者数の減少につきましては、やはり魅力が薄れてきたという部分があろうかと思います。それにつきましては、内部ではありますけれども、どういった形にすれば魅力ある施設になるかという部分については研修、研鑽を重ねておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○2番（稻場仁子君） アンケートに答えてくださった方の内容を見ますと、やはり子供が遊べる、おもちゃに触れるという部分もあるのですけれども、子供がやはり遊べるような施設を望んでいる方が多いのかなというふうに判断しているところなのですけれども、今後その部分についてはどのくらいの時期を目安にいろいろ計画を立てて、中身の変更ですか進めていかれるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいま御質問いただきましたちやちやワールドの形態といいますか、そういったところでお答えいたしたいと思います。

まず、議員がおっしゃいましたとおり、見る施設から遊べる施設へという転換がアンケートの中では求められているということは私どもも重々承知しております。その辺も、どういうような形態がいいのかというところも、アンケートの内容も把握しつつ研修、研鑽していきたいというふうに思っております。

施設の改修について、具体的な計画というお話しでありますけれども、これについてはまだ具体的に固まっておりませんので、お答えは差し控えたいと思います。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号株式会社フォーレストパークの経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 報告第2号株式会社フォーレストパークの経営状況について報告申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社フォーレストパークの経営状況を次のとおり報告いたします。

別紙1が平成29年度の事業報告書で、別紙2が平成30年度の事業計画書となっております。

次のページをお開き願います。

別紙1の第23期、平成29年度事業報告書から御説明いたします。

事業期間につきましては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までです。

1ページをお開き願います。

平成29年度事業報告につきましては、読み上げて報告といたします。

平成29年度は、11月30日から人工降雪作業を開始し、ゲレンデコースの準備を進め、12月23日にオープンをし、平成30年3月26日をもって営業を終了しました。

シーズンの状況につきましては、人工降雪を前年度より早く始め、早期のオープンを目指しておりましたが、12月、1月と気温が高く、人工降雪では厳しい状況が続き、その後も十分な積雪が得られず、12月にはオープンできたものの、全面オープンが1月下旬と大幅なおくれをとり、12月、1月の合宿等の地方団体を呼び込むことができませんでした

した。

その後も暴風や雨などの悪天候により、トータル14日間もの営業停止及び営業中止に見舞われるなど、これまでにはない悪天候と過去最低の積雪に悩まされるシーズンとなりました。

それでも、スキー授業や自衛隊等の地元団体には大きな影響を及ぼすことなく集客することができ、また3月のFISファーライーストカップ2018遠軽信用金庫杯、デサントカップ及びアトミックカップが4日間にわたり開催されたことで、遠軽の一大イベントとして昨年よりも賑わいを見せ、遠軽町の宣伝効果及び経済効果も得られ、これからの中場につながる良い結果を得ることができました。

営業実績概要です。

営業期間、平成29年12月23日から平成30年3月26日。営業日数、93日、前年比7日減。リフト利用者数、18万3,915人。前年比1万5,027人減、92.4%。売上高、2,123万1,710円。前年比184万7,240円の減です。92%です。

平成29年度売上実績表は別紙第1のとおりです。

売上実績表につきましては、2ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

3ページにつきましては、株主名簿及び役員名簿でお目通しをお願いいたします。

次に、4ページをお開き願います。4ページは貸借対照表です。

資産の部につきましては、流動資産として現金・預金、未収入金で742万5,960円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産を合わせまして34万2,109円で、資産の部合計は776万8,069円であります。

次に、負債の部につきましては流動負債は、未払金、預り金、未払法人税等、未払消費税等を合わせまして577万48円で、負債の部合計も同額であります。

純資産の部につきましては、株主資本は資本金、利益剰余金合わせて199万8,021円で、純資産の部合計も同額であります。

これによりまして、負債及び純資産の部の合計は776万8,069円となり、資産の部合計と同額になります。

次に、5ページの損益計算書について御説明いたします。

売上高につきましては、2,123万1,710円に加え、業務受託料、町からの指定管理料になります3,582万9,000円の合計5,706万710円であります、売上原価は当期の仕入高78万7,089円を差し引きまして、売上総利益は5,627万3,621円となります。

販売費及び一般管理費は、6ページの表の総額と同額となります、6,048万3,173円を要しておりますので、営業利益はマイナス420万9,552円となります。

営業外収益は、受取利息から雑収入までの合計108万5,179円を営業利益に加え

まして、経常利益はマイナス312万4,373円となります。

経上利益から特別利益、特別損失ともございませんので、税引前当期純利益も経上利益と同額となっております。これに法人税、住民税及び事業税が20万6,000円を差し引きました当期純利益はマイナス333万373円となっております。

6ページは、販売費及び一般管理費で、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いします。

次に、7ページの株主資本等変動計算書について御説明いたします。

株主資本の内訳ですが、資本金は前期末資本金が8,000万円で、当期変動額がありませんので、8,000万円が当期末残高となります。

次の利益剰余金ですが、繰越利益剰余金の当期変動額は、当期純利益がマイナス333万373円で、前期末残高がマイナス7,467万1,606円でありますので、当期末残高はマイナス7,800万1,979円となります。

株主資本の合計は、資本金8,000万円から利益剰余金の当期末残高を差し引いた、199万8,021円となりまして、純資産の合計も同額となります。

8ページをお開き願います。

8ページの監査報告につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、別紙2をお開き願います。

別紙2の第24期、平成30年度事業計画書について御説明いたします。

事業計画期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までございまして、遠軽IC道の駅の平成31年度中のオープンに伴いまして、株式会社フォーレストパークとしては、30年度が最終年度となる予定でございます。

1ページをお開き願います。

平成30年度事業計画につきましても、読み上げて説明といたします。

1、事業。人工降雪予定期間、平成30年12月5日から平成31年1月15日。人工降雪予定期間、実働25日間。営業予定期間、平成30年12月22日から平成31年3月24日。営業予定期間、93日間。営業予定期間、午前9時から午後8時まで、3月は変更がございます。ナイター営業は、午後4時から午後8時まで、日没により変更があります。利用見積人員としまして20万人。ペアリフトで13万人、バンビリフトで7万人、売上見積は、リフト券で1,800万円、シーズン券で300万円、売店・レンタル等150万円、合計2,250万円を見込んでおります。

平成30年度収支計画は、次の2ページに記載しておりますので、別表第2をごらん願いたいと思います。

収入につきましては、リフト券・シーズン券から業務受託料、町からの指定管理料まで、合わせまして6,526万6,000円の計画でございます。

支出につきましては、商品仕入高から法人税・住民税まで合わせて6,449万6,00

0円の計画でありますので、収支差引合計は77万円と見込んでおります。

以上、株式会社フォーレストパークの経営状況報告の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 一つは、リフトの利用者数と売り上げが出ていているのですけれども、これはハーフパイプを使うリフトと、それからスキーのとは当然違うと思うのですけれども、ハーフパイプと、それからスキーで上がるほうのリフトと僕、ちょっと区別がつかないのだけれども、どのくらいの利用者の割合があるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

ハーフパイプの利用者につきましては、ほとんどの方がバンビリフトを利用して行かれるというふうに考えております。それから、ボードを担いで歩いて行かれる方もおりますので、実際の割合という部分ではちょっと正確な数字は押さえてございません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） スキー場に入るのに、シーズン券を買ってからそのリフト券というのをまた別に買うのでしょうか。シーズン券というのは、その利用料というのかな、スキー場の。そういうことになっているのでしょうか。それとも、シーズン券を買えば、リフトはどれでもずっと1シーズン乗れるという仕組みなのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

シーズン券を御購入いただいた方には、全てリフトは御利用いただけるということになっておりますので、そういった利用をされているということで把握してございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） そうすると、リフトの売り上げとシーズン券と分かれているということは、別々に売っているということですね。であれば、シーズン券。リフトだけ乗る人と、シーズン券を購入する人と分かれているということですね。

それで、以前伺ったときには、ハーフパイプのスノーボードを使っている人たちは、あのハーフパイプをつくるのに自分たちで手弁当でつくっているという話を伺って、こっちの協会のほうからはお金が出ていないという話を伺ったのですが、こういうふうにしてシーズン券やリフト券の売り上げの中から、そのハーフパイプをつくるための必要な経費は出されているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） ハーフパイプを整備することだと思うのですけれども、それにつきましてはスキー場の営業の中で、スキー場の圧雪等含めるのと一緒に、ハーフパイプの整備もしているという形でございますので、そこに係る経費についてはス

キー場の経営の中でやっているという形でございますので、その経費をそちらのほうに出しているという形ではございませんので御理解願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） 平成30年度の事業計画の利用見積人員20万人についてちょっと聞きたいです。

平成26年から29年までは、20万人を切っているのですが、今回20万人にしたと
いう計画、どのような計画で20万人にしたのか教えていただきたい。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

これまでの実績も含めて、29年度につきましては悪天候により若干人数が減っておりますが、あくまでもこれまでの実績を踏まえまして、目標ということも含めて20万人いきたいということで設定をしているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 事業計画の2ページの30年度収支計画書案の支出の部、給料、
賞与、法定福利費等計上されておりますけれども、これは通年雇用の社員として何人ぐら
い雇用されている人数でございますか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

正社員につきましては2名という積算でございます。その他、臨時職員の方々、十七、
八人いるということでは聞いてございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 正社員2名ということで、夏場はどのような仕事をなさってい
らっしゃるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） スキー場の管理ということで、草刈り等も含めて、あとリフ
トの整備等、夏場も仕事がございますので、そういう仕事をしているところでございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号株式会社フォーレストパークの経営状況についてを終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君）　日程第6　報告第3号平成29年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀　聰君）　報告第3号平成29年度遠軽町一般会計繰越明許費について説明いたします。

平成29年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越ししましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページをお開き願います。

平成29年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

6款農林水産業費、1項農業費安国地区道営土地改良事業につきましては657万9,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金203万4,000円、地方債170万円、その他215万3,000円。一般財源は69万2,000円です。

道営草地整備事業につきましては、1,500万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は地方債1,500万円です。

7款商工費、1項商工費いこいの森整備事業につきましては、2億3,800万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は地方債2億3,800万円です。

8款土木費、2項道路橋梁費道路パトロール車購入事業につきましては、627万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、一般財源627万円です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）　これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第3号平成29年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを終わります。

◎日程第7　報告第4号

○議長（前田篤秀君）　日程第7　報告第4号平成29年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

落合水道課長。

○水道課長（落合一実君）　報告第4号平成29年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について御説明いたします。

平成29年度遠軽町下水道事業会計予算の支出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

別紙をお開き願います。

平成29年度遠軽町下水道事業会計予算繰越計算書であります。

翌年度繰越額2,450万円の繰り越しは、平成29年度の公共下水道工事において下水道事業交付金の削減による事業の縮小を最小限に抑えるため、執行残となっている交付金全てを活用した事業を進めた中で、道路管理者等との協議に期間を要し、年度内の事業完了が見込めなくなった工事を3月末に発注し、翌年度に繰り越したものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第4号平成29年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越についてを終わります。

◎日程第8 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて議会の議決を求めるものであります。

遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労といたしまして、教育振興資金といたしまして50万円の御寄附をいただきました遠軽町大通南1丁目2番地37、小柴くるみ様であります。

以上、1件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを御説明いたします。

遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の計画の変更につきましては、北海道との協議の結果、5月14日付にて異議ありませんとの回答をいただきしておりますので、御報告させていただきます。

次のページをお開き願います。

変更の内容ですが、別紙の表により説明いたします。

左が変更前、右が変更後であります。変更となる部分について、見づらいのですが下線を引いてありますので御確認願いたいと思います。

まず1ページの5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の自立促進施策区分4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の事業名「(4)認定こども園」を追加し、事業内容に「認定こども園整備事業」としまして「認定こども園整備事業補助金」及び事業主体に「学校法人」を追加するものでございます。

次に、2ページをごらん願います。

6、医療の確保の自立促進施策区分、5、医療の確保、事業名(1)診療施設で、事業内容の「丸瀬布厚生病院医療機器整備事業」を、病院名変更により「医療機器整備事業」に変更するものです。

また、その下の欄、事業内容「歯科診療所医療機器整備事業」を「歯科診療所医療機器等整備事業」に改め、地域医療の充実と維持確保を図るため、「医療機器等の整備」を追加するものです。

続いて、事業名(3)過疎地域自立促進特別事業の事業内容「医療施設医師配置負担金」及びその下の欄「医療施設運営資金損失負担金」について、病院名変更によりまして「北海道厚生連丸瀬布厚生病院」を各々削除するものでございます。

以上、変更内容について御説明いたしましたが、2ページの次のページに変更後の参考資料を載せておりますので、こちらについてはお目通しをお願いしたいと思います。

なお、この計画に掲載されていない事業につきましては、過疎対策事業債の借り入れが

できないというものでありますて、極めて重要な計画でありますので御理解をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第3号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 議案第3号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、遠軽町水道事業の給水区域の拡大、並びに給水人口及び1日最大給水量を改正するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でありますて、改正の内容につきましては参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

現行第2条第2項第1号給水区域イ「一部の区域」中、「清川」の次に「野上」を加え、「及び白滝」を「、白滝、東白滝及び白滝北支湧別」に改め、同項第2号給水人口「2万3,660人」を「1万8,555人」に改め、同項第3号、1日最大給水量「1万2,673立方メートル」を「9,539立方メートル」に改めるものであります。

前のページ、別紙に戻りまして、附則といしましてこの条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第4号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

荒井滞納対策室参事。

○滞納対策室参事（荒井正教君） 議案第4号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、制限措置の対象となる行政サービス等において、地域おこし協力隊起業支援事業補助に関する追加及び放課後児童健全育成による児童の受け入れに関する廃止をするため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページの参考資料、新旧対照表をお開き願います。

別表第2の改正となり、別表第2中補助金の項に掲げる行政サービス等の名称の欄に「地域おこし協力隊起業支援事業補助に関すること。」を加え、福祉サービスの項を削るものであります。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第5号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小谷子育て支援課長。

○子育て支援課長（小谷英充君） 議案第5号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例及び家庭的保育事業者等が行う食事の提供の特例等を規定するため改正するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。内容の説明につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

第6条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第7条第2号中「提供する保育をいう」の次に、「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

第2項、町長は家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

第1号、家庭的保育事業者等と次項の連携協力をを行う者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

第2号、次項の連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第3項、前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項、第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

第1号、当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所、または事業所（次号

において「事業実施場所」という。) 以外の場所、または事業所において代替保育が提供される場合、第28条に規定する小規模保育事業A型、もしくは小規模保育事業B型、または事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

第2号、事業実施場所において代替保育が提供される場合、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者。

第17条第2項に次の1号を加える。

第4号、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として、町が適当と認める者(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条、第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

附則第5項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項中「第7条本文」を「第7条第1項本文」に、「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「食事の提供の経過措置」を付し、同項中「この条例の施行の日の前日」を「この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日」に改め、「事業を行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、「この条例の施行の日後」を「施行日後」に、「この条例の施行の日から」を「施行日から」に改め、同項の次に次の1項を加える。

第3項、前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は適用しないことができる。

この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備、または調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

別紙に戻りまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第6号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

小谷子育て支援課長。

○子育て支援課長（小谷英充君） 議案第6号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を追加するため、本条例を改正するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

内容の説明につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、第11条第3項第4号を次のように改める。

第4号教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者。

第11条第3項に次の1号を加える。

第10号、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適當と認めた者。

別紙に戻りまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第7号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第7号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成30、31年度遠軽道の駅建設工事、建築主体であります。契約の方法は指名競争入札であります、契約金額は5億8,752万円であります。契約の相手方は管野・山口特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長石井英治。構成員、遠軽町1条通南2丁目3番地6、株式会社山口産商、代表取締役山口正英であります。

この工事につきましては、6月11日茶木建設株式会社ほか4社により指名競争入札を行い、管野・山口特定建設工事共同企業体が5億8,752万円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表、16番に記載をしておりますので、御参照願います。

管野・山口特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成31年10月31日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第8号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第8号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成30、31年度遠軽道の駅建設工事、給排水衛生設備であります。契約の方法は指名競争入札であります。契約金額は6,156万円であります。契約の相手方は栄管・ウエノ特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町南町4丁目1番地55、栄管工業有限会社、代表取締役以西善一。構成員、遠軽町大通南1丁目2番地37、有限会社ウエノ、代表取締役大西孝拡であります。

この工事につきましては、6月11日株式会社高橋組ほか5社により指名競争入札を行い、栄管・ウエノ特定建設工事共同企業体が6,156万円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表、17番に記載しておりますので、御参照願います。

栄管・ウエノ特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成31年10月31日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（前田篤秀君）　日程第16　議案第9号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君）　議案第9号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成30、31年度遠軽道の駅建設工事、空調設備であります。契約の方法は指名競争入札であります。契約金額は5,038万2,000円であります。契約の相手方は三宮・西岡特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町西町1丁目4番地15、有限会社三宮商会、代表取締役三宮仁。構成員、遠軽町南町3丁目4番地305、有限会社西岡金物店、代表取締役西岡新一であります。

この工事につきましては、6月11日株式会社高橋組ほか5社により指名競争入札を行い、三宮・西岡特定建設工事共同企業体が5,038万2,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表、18番に記載をしておりますので、御参照願います。

三宮・西岡特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成31年10月31日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）　これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

○議長（前田篤秀君）　日程第17　議案第10号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君）　議案第10号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成30、31年度遠軽道の駅建設工事、電気設備であります。契約の方法は指名競争入札であります。契約金額は1億962万円であります。契約の相手方は遠軽・北海・工藤特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町東町1丁目4番地20、遠軽電機株式会社、代表取締役金谷正一。構成員、遠軽町岩見通北1丁目1番地2、北海電建株式会社、代表取締役福家貢。構成員、遠軽町西町2丁目10番地31、株式会社工藤電機、代表取締役工藤英高であります。

この工事につきましては、6月11日山本電工株式会社ほか3社により指名競争入札を行い、遠軽・北海・工藤特定建設工事共同企業体が1億962万円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表、19番に記載をしておりますので、御参照願います。

遠軽・北海・工藤特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成31年10月31日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）　これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18　議案第11号

○議長（前田篤秀君）　日程第18　議案第11号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第11号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成30年度山の手団地公営住宅長寿命化改修工事、60-A-1棟、建築主体であります。契約の方法は指名競争入札であります。契約金額は1億7,625万6,000円であります。契約の相手方は丸尾・日新特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町南町3丁目4番地39、株式会社丸尾建設、代表取締役丸尾国弘。構成員、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役遠藤利秀であります。

この工事につきましては、6月11日茶木建設株式会社ほか4社により指名競争入札を行い、丸尾・日新特定建設工事共同企業体が1億7,625万6,000円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表、20番に記載しておりますので、御参照願います。

丸尾・日新特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成31年2月28日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第12号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第12号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第12号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規

定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成30年度ふくろ団地公営住宅建設工事、G棟、建築主体であります。契約の方法は指名競争入札であります。契約金額は6,436万8,000円であります。契約の相手方は北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設。代表取締役後藤武史であります。

この工事につきましては、6月11日株式会社渡辺組ほか7社により指名競争入札を行い、株式会社三共後藤建設が6,436万8,000円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表、23番に記載をしておりますので、御参照願います。

株式会社三共後藤建設とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月20日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第13号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 議案第13号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第13号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成30年度ふくろ団地公営住宅建設工事、H棟、建築主体であります。契約の方法は指名競争入札であります。契約金額は6,696万円であります。契約の相手方は北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設。代表取締役後藤武史であります。

この工事につきましては、6月11日株式会社渡辺組ほか7社により指名競争入札を行

い、株式会社三共後藤建設が6,696万円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表、26番に記載をしておりますので、御参照願います。

株式会社三共後藤建設とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月20日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第14号

○議長（前田篤秀君） 日程第21 議案第14号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第14号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、総合行政情報システム及び財務会計システム機器一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、サーバー1台、総合行政情報システム用ソフトウェア一式、財務会計システム用ソフトウェア一式、バックアップ装置2台、OCR装置1台、バーコード読取装置4台、圧着機1台、クラウド接続用通信機器一式、保守作業用パソコン2台であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は随意契約でありますて、取得価格は1,998万円であります。取得の相手方は、旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号、株式会社コンピューター・ビジネス、代表取締役社長阿久津秀人であります。

この財産の取得につきましては、6月11日株式会社コンピューター・ビジネスと見積合わせを行い、1,998万円で決定をしております。見積合わせの執行状況につきましては、配付をしております財産の取得に係る入札等状況の一覧表1番に記載をしておりま

すので御参照願います。

なお、株式会社コンピューター・ビジネスとは同日仮契約を締結しております。納期につきましては、平成31年1月31日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第14号財産の取得についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第15号から日程第23 議案第16号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第22 議案第15号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）、日程第23 議案第16号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上議案2件は関連がありますので一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聰君） 議案第15号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億199万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億2,952万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に8,486万3,000円を追加し、総額を10億7,076万9,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、2項道補助金に1億3,616万4,000円を追加、3項委託金に36万6,000円を追加し、総額を7億8,341万7,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に127万8,000円を追加し、総額を128万1,000円とするものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に1,001万円を追加し、総額を6億9,959万5,000円とするものです。

19款繰越金につきましては、1項繰越金に321万円を追加し、総額を5,771万円とするものです。

20款諸収入につきましては、3項貸付金元利収入に400万円を追加、5項雑入に1,000万円を追加し、総額を2億5,910万3,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に1億5,210万円を追加し、総額を22億6,030万円とするものです。

これにより、歳入合計149億2,753万6,000円に4億199万1,000円を追加し、総額を153億2,952万7,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に4,605万5,000円を追加、2項徴税費に360万円を追加し、総額を32億3,531万2,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に269万3,000円を追加、2項児童福祉費に3億2,751万8,000円を追加し、総額を30億5,072万9,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に2,212万5,000円を追加し、総額を13億9,626万4,000円とするものです。

これにより、歳出合計149億2,753万6,000円に4億199万1,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の153億2,952万7,000円とするものです。

次に、第2表地方債補正について説明いたします。

地方債の追加につきましては、認定こども園整備事業1億660万円、医療機器整備事業970万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりです。

地方債の変更につきましては、町民センター整備事業の限度額を1億1,330万円に、給水施設整備事業の限度額を1億6,630万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務一般経費156万7,000円につきましては、職員の死亡退職に伴い、嘱託職員を任用するため、嘱託職員報酬134万7,000円、報酬職分社会保険料22万円を追加するものです。

6目企画費、地域拠点施設整備事業4,000万円につきましては、(仮称)えんがる町民センターの整備に係る経費として、温暖化対策実行計画(事務事業編)策定補助業務

委託料1,000万円、岩見通南1丁目、排水管撤去等工事3,000万円を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業448万8,000円につきましては、指定寄附9件148万400円、ふるさと納税寄附金305件300万7,000円により、まちづくり振興基金積立金を追加するものです。

2項徴稅費、1目稅務総務費、稅務総務一般経費360万円につきましては、法人町民税等の町税の還付金に不足が見込まれるため、稅収入還付金を追加するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、介護保険事業103万2,000円につきましては、介護保険制度の改正に伴う介護保険システムの改修に係る経費として、介護保険特別会計操出金を追加するものです。

2目障害者福祉費、障害者総合支援事業22万7,000円につきましては、障害福祉サービス報酬の改定に伴う障害者福祉システム改修業務委託料を計上するものです。

5目社会福祉施設費、高齢者共同生活支援施設管理事業143万4,000円につきましては、みのり荘の電気温水器の故障により、電気温水器2機を更新するため、高齢者共同生活支援施設電気温水器更新工事を計上するものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業3億2,751万8,000円につきましては、認定こども園こころの改築に係る経費として、認定こども園等施設整備事業補助金を計上するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、上武利地区給水事業729万5,000円につきましては、地下水の水源調査の結果により、当初の計画を変更し、現在の水源による給水施設を整備するため、上武利地区給水施設配水池増設工事等実施設計業務委託料を追加するものです。

5目診療所費、歯科診療所運営事業1,483万円につきましては、白滝歯科診療所の手洗い器、小型電気温水器等の整備に係る白滝歯科診療所衛生器具設置工事98万3,000円、丸瀬布歯科診療所のレセプトコンピューター及びデジタルレントゲンの整備に係る備品購入費984万7,000円、医師への資金貸し付けとして、歯科診療所資金貸付金400万円を計上するものです。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費につきましては、財源の振りかえです。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金8,486万3,000円につきましては、障害者福祉システムの改修に係る障害者総合支援事業費補助金及び認定こども園の改築に係る保育所等整備交付金の追加です。

15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金1億3,616万4,000円につきましては、認定こども園の改修に係る認定こども園施設整備交付金の追加です。

3項委託金、4目教育費委託金36万6,000円につきましては、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金の追加です。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金73万円につきましては、教育振興資金として3件73万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金54万8,000円につきましては、54件のふるさと納税をいただいたものです。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、1,001万円の追加です。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金321万円につきましては、前年度繰越金の追加です。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、3目衛生費貸付金元利収入400万円につきましては、歯科診療所資金償還金の追加です。

5項雑入、6目雑入1,000万円につきましては、温暖化対策実行計画の策定に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の追加です。

21款町債、1項町債、1目総務債2,850万円につきましては、岩見通南1丁目排水管撤去等工事に係る町民センター整備事業債の追加です。

2目衛生債1,700万円につきましては、丸瀬布歯科診療所の備品購入に係る医療機器整備事業債の追加及び上武利地区給水施設の整備に係る給水施設整備事業債の追加です。

9目民生債1億660万円につきましては、認定こども園の改築に係る認定こども園整備事業債の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第16号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ206万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億7,889万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に103万1,000円を追加し、総額を4億8,361万円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に103万2,000円を追加し、総額を2億8,315万6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計18億7,683万5,000円に206万3,000円を追加し、総額を18億7,889万8,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に206万3,000円を追加し、総額を4,336万1,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計18億7,683万5,000円に206万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の18億7,889万8,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費206万3,000円につきましては、利用者負担割合の見直しなどによる介護保険制度改革に伴う介護保険システム改修業務委託料の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、3目介護保険事業費補助金103万1,000円につきましては、介護保険制度改革に伴う介護保険システム改修業務に対する介護保険事業費補助金の追加であります。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金103万2,000円につきましては、介護保険制度改革に伴う介護保険システム改修業務に対する事務費一般会計繰入金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第15号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、9ページから12ページ。

稻場議員。

○2番（稻場仁子君） 10ページの基金運営事業ふるさと納税の件でお聞きしたいのですけれども、昨年度アスパラが不作というか、余り取れなくて、送付をことしに延ばされた方々が何件かあったと思うのですけれども、その方々へのアスパラの返礼品の発送が終わったのかどうかということと、あわせてそれによって本年度のアスパラの確保状況、現時点で難しいかもしれないですけれども、現時点で大丈夫なのかどうか見通しがあればお聞かせいただきたいのですが。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 昨年、天候不順などによりまして、アスパラの収穫量が当初想定したものから少なくなったということで、昨年返礼をすべきものが返礼できなかつたということがございました。

その方々につきましては、今年度、ことしに入ってからのアスパラにおいて返礼をさせてもらって、それは全て完了しているところでございます。

それから、ことしの確保、アスパラの量につきましては、生産組合とも調整をさせてもらっておりますが、現在のところ十分な量の確保はできているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、3款民生費、13ページから16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、4款衛生費、17ページから18ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、10款教育費、19ページから20ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

14款国庫支出金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、15款道支出金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、17款寄附金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、18款繰入金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、19款繰越金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、20款諸収入、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、21款町債、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、8款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第15号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時57分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 篠田秀

署名議員 鈴木陽一

署名議員 佐藤昇